

仕様書

1 案件名称

「ながら見守り」啓発ポスター・チラシデザイン及び印刷業務委託

2 業務概要

- ・印刷原稿のデザインを行うこと。
- ・校正のち指定数量を印刷し、最終版データとともに納品すること。

3 デザイン作成

- ・当区からの文字原稿データ、図案等に基づきデザイン案を1つ以上作成すること。
- ・文字原稿データ、図柄等については、Word・Excel・PDFのいずれかにより、提供する。
- ・デザインを作成するにあたり、担当者と対面で打合せをすること。
- ・デザイン案については修正を指示することがある。
- ・図案はその使用にあたり問題がないよう商標調査等を行うこと。

4 校正・カラーカンプの作成

校正（文字・デザイン・色・最終）は2回程度行い、その際カラーカンプを各2部作成すること。校正は責了とせず、校了まで行うこと。また、当区の都合により校正の途中で変更・組み替え、写真・イラストなどの差し替えをすることがある。

5 印刷用版下データ、個別のイラストデータ及びホームページ掲載用データ（PDF形式）の納品

- (1) 校了後、確認できるもの（紙出力とする）を提出し、本市の承諾を受けること。
- (2) 校了後の最終修正を反映した印刷用版下データ、個別のイラストデータ及びホームページ掲載用データを記録媒体（DVD-R等）に保存し当区へ納品すること。

(3) データの納品については、次のア・イのデータを、元となった画像データ、文字データを含めてDVD等の電子媒体に格納して納入すること。なお、電子媒体については、納入する際、必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行い、本市の環境にコンピュータウイルスを進入させない措置を講じること。

ア 印刷用版下データ（※使用環境：Microsoft Windows）

- ソフトウェア Adobe PhotoShop 又は illustrator を使用して作成した2種類の版下データ
- (a) アウトラインデータ
 - (b) 再編集可能なデータ

イ 個別のイラストデータ（※使用環境：Microsoft Windows）

- ソフトウェア Adobe PhotoShop 又は illustrator を使用して作成した2種類の版下データ
- (a) アウトラインデータ
 - (b) 再編集可能なデータ

ウ ホームページ掲載用データ (PDF 形式)

- ・トンボを含まない仕上がりサイズの PDF データとすること。
- ・ディスプレイに表示した場合及び印刷した場合に十分判別可能であること。

6 印刷規格

(1) ポスター

- ・紙質 耐水紙
- ・印刷方法 オフセット印刷
- ・仕上寸法 A4
- ・刷色 4色刷り (フルカラー)
- ・印刷内容 片面印刷
- ・数量 250 枚
- ・その他 屋外の掲示を目的とした印刷
納品時に 50 部ずつ束ねること

(2) チラシ

- ・紙質 コート紙 90kg
- ・印刷方法 オフセット印刷
- ・仕上寸法 A4
- ・刷色 4色刷り (フルカラー)
- ・印刷内容 両面印刷
- ・数量 3,300 枚
- ・その他 納品時に 50 部ずつ束ねること

7 納 入

(1) 納 入 先 : 大阪市生野区役所地域まちづくり課

(2) 期 限 : 令和 8 年 3 月 19 日 (木)

8 契約金額

- (1) 範 囲 : 契約金額は、デザイン・カラーカンプの作成、納入品の搬送、納入場所への搬入にかかる経費など、本業務にかかる一切の経費を含めるものとする。
- (2) 支 払 い : 履行確認後、受注者からの請求に基づき、一括支払いを行う。

9 特記事項

- (1) 見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後の仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (2) 本市とのやりとりは、日本語で行うこと。

- (3) 仕様の内容を変更する場合は、その都度、双方協議し定める。
- (4) 突発的な事由等による修正等が発生した場合は、すみやかに双方協議し定める。
- (5) 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 成果物に係る使用権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）は、本市に帰属するものとする。
- (7) 物件の搬入などの際は、来庁者の安全確保に十分配慮した上で建物及びそれに付随する設備等を損傷することがないよう、十分な措置を講じること。
なお、万一、設備等に損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。
- (8) 物件の納品後、不良品、欠陥品が判明した場合は取替えを行うこと。
なお、交換にかかる費用は受注者の負担とする。

10 担 当

大阪市生野区役所 地域まちづくり課 （担当：渡辺・山本）

住所：大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

電話：06-6715-9923 FAX：06-6717-1163

特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先：06-6715-9001）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

コンプライアンスに係る特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 請負者および請負者の役職員は、請負（工事（建物修繕含む）、印刷、製本、広告、不動産以外の物件の製造・加工・修繕）及び業務委託（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 請負者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（生野区役所）へ報告しなければならない。

2 請負者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（生野区役所）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 請負者及び請負者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 請負者の役職員又は請負者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、請負者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

（発注者：大阪市 請負者：請負事業者）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。